

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～250 略				1～250 略			
251 介護支援専門員実務研修受講試験手数料		1件	9,700円	251 介護支援専門員実務研修受講試験手数料		1件	10,100円
252～374 略				252～374 略			
375 香川県産業技術センター手数料	略 その他分析 試料調製  食品・食品 原料分析 略	略  2,350円を超えない範囲 で規則で定める額  略		375 香川県産業技術センター手数料	略 その他分析 その他  食品・食品 原料分析 略	略 1件  略	実費を基準として 知事が定める額
376～515 略				376～515 略			
515の2 法第12条第8項の台帳の記載事項証明手数料	略			515の2 法第12条第8項の台帳の記載事項証明手数料		1件	400円
515の3 法第15条第1項の建築工事届出済証		1件	400円				

明手数料			
515の4 法第43条第2項第1号の接道に関する認定申請手数料	略		
516～521の3 略			
522 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の特殊建築物等建築許可申請手数料	略		
522の2 法第52条第6項第3号の容積率に関する認定申請手数料		1件	27,000円
523 法第52条第10項、第11項又は第14項の容積率に関する許可申請手数料	略		
524～525 略			
526 法第55条第2項の高さに関する認定申請手数料	略		
526の2 法第55条第3項の高さに関する許可申請手数料		1件	16万円
527 法第55条第4項各号の高さに関する許可申請手数料	略		
528～531 略			
532 法第57条の4第1項の特例容積率適用地区の高さに関する許可申請手数料	略		

515の3 法第43条第2項第1号の接道に関する認定申請手数料	略		
516～521の3 略			
522 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の特殊建築物等建築許可申請手数料	略		
523 法第52条第10項、第11項又は第14項の容積率に関する許可申請手数料	略		
524～525 略			
526 法第55条第2項の高さに関する認定申請手数料	略		
527 法第55条第3項各号の高さに関する許可申請手数料		1件	16万円
528～531 略			
532 法第57条の4第1項の特例容積率適用地区の高さに関する許可申請手数料	略		

532の2 法第58条第2 項の高さに関する許可 申請手数料		1件	16万円
533 法第59条第1項第 3号の高度利用地区に おける建築物に関する 許可申請手数料	略		
534～598 略			

備考  
略

533 法第59条第1項第 3号の高度利用地区に おける建築物に関する 許可申請手数料	略		
534～598 略			

備考  
略

附 則  
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 第7号

## 香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(手数料の額) 第2条 略			(手数料の額) 第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく事務 別表第7 (8)～(12) 略		
別表第7（第2条関係）			別表第7（第2条関係）		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
1～8 略			1～8 略		
9 駐車監視員 資格者証再交 付手数料	略		9 駐車監視員 資格者証再交 付手数料	略	
9の2 特定自 動運行許可申 請手数料		<u>1件につき79,200円</u>			
9の3 特定自 動運行計画変 更許可申請手 数料		<u>1件につき78,500円</u>			
10 道路使用許 可申請手数料	略		10 道路使用許 可申請手数料	略	
11～32 略			11～32 略		
備考 略			備考 略		

附 則  
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 第8号

## 香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（平成5年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="232 472 322 504">附 則</p> <p data-bbox="152 549 891 580">3 この条例は、<u>令和15年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p data-bbox="1225 472 1314 504">附 則</p> <p data-bbox="1151 549 1868 580">3 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 香川県企業誘致条例の一部を改正する条例議案

香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設、地方拠点強化施設若しくは観光施設（以下「対象施設」という。）を設置する企業又は産業用地の整備を行う企業に対し、助成措置を講ずることによって<u>企業誘致を推進し</u>、本県における地域経済の発展、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るとともに、にぎわいを創出し、もって県民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 物流拠点施設 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業を営む者（以下「製造業者等」という。）が、製品、商品、原材料その他の物資の流通を目的に行う当該物資の包装、荷役又は保管の用に供する施設（<u>他の製造業者等に賃貸するものを除く。</u>）であって、県の区域を越える物流の拠点となるものをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) <u>産業用地 工場、試験研究施設、情報処理関連施設又は物流拠点施設を設置するために整備する土地の区域をいう。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(助成企業の指定)</p> <p>第3条 知事は、企業が<u>対象施設等（対象施設又は産業用地をいう。以下同じ。）</u>を設置し、又は整備しようとする場合において、環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該<u>対象施設等</u>の設置又は整備が雇用機会</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設、地方拠点強化施設又は観光施設を設置する企業に対し、助成措置を講ずることによって<u>その立地を促進し</u>、本県における地域経済の発展、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るとともに、にぎわいを創出し、もって県民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 物流拠点施設 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業を営む者（以下「製造業者等」という。）が、<u>その</u>製品、商品、原材料その他の物資の流通を目的に行う当該物資の包装、荷役又は保管の用に供する施設であって、県の区域を越える物流の拠点となるものをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(助成企業の指定)</p> <p>第3条 知事は、企業が<u>工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設、地方拠点強化施設又は観光施設（以下「対象施設」という。）</u>を設置しようとする場合（<u>物流拠点施設にあっては、製造業者等に賃貸する目</u></p>

の拡大、にぎわいの創出その他県民生活の安定向上に寄与するものとして、対象施設等の区分ごとに規則で定める要件を満たすときは、当該企業を助成措置を講ずる企業として、当該対象施設ごとに指定をすることができる。

## 2・3 略

(助言及び情報の提供)

第4条 知事は、前条第1項の指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）であって対象施設を設置しようとするものに対して、対象施設の用地の取得、労働力の充足、資金の調達その他の当該対象施設の設置又は運営に必要な事項について助言及び情報の提供をすることができる。

2 知事は、指定企業であって産業用地を整備しようとするものに対して、資金の調達その他の当該産業用地の整備に必要な事項について助言及び情報の提供をすることができる。

(助成金の交付)

第5条 知事は、指定企業が当該対象施設において業務を開始したとき、又は当該産業用地の整備を完了したときは、対象施設等の区分に応じ、規則で定めるところにより算出した額の助成金を、当該指定企業に対して交付することができる。

## 2・3 略

(指定の取消し)

第6条 略

(1) 当該指定に係る対象施設等が第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。

(2)～(4) 略

(報告及び調査)

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、指定企業に対して報告を求め、又はその職員に、当該対象施設等その他の事業を行う場所に

的に設置しようとする場合を含む。）において、環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該対象施設の設置が雇用機会の拡大、にぎわいの創出その他県民生活の安定向上に寄与するものとして、対象施設の区分ごとに規則で定める要件を満たすときは、当該企業を助成措置を講ずる企業として、当該対象施設ごとに指定をすることができる。

## 2 略

3 第1項の指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(助言及び情報の提供)

第4条 知事は、前条第1項の指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）に対して、対象施設の用地の取得、労働力の充足、資金の調達その他の当該対象施設の設置又は運営に必要な事項について助言及び情報の提供をすることができる。

(助成金の交付)

第5条 知事は、指定企業が当該対象施設において業務を開始したときは、対象施設の区分に応じ、規則で定めるところにより算出した額の助成金をその業務の開始の日以後において、当該指定企業に対して交付することができる。

## 2・3 略

(指定の取消し)

第6条 知事は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 当該指定に係る対象施設が第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。

(2)～(4) 略

(報告及び調査)

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、指定企業に対して報告を求め、又はその職員に、当該対象施設その他の事業を行う場所に立

立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 略

附 則

(この条例の失効)

4 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

5 令和8年3月31日以前に新条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、この条例の失効後も、なお従前の例による。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に香川県企業誘致条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 略

附 則

(この条例の失効)

4 この条例は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

5 平成35年3月31日以前に新条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、この条例の失効後も、なお従前の例による。

第10号

## 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年香川県条例第64号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(認定の要件) 第3条 略</p> <p>附 則</p> <p>3 別表の第3の(1)及び(4)（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、幼稚園教員免許状又は小学校教諭免許状等（小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する認定こども園をいう。 ア 別表の第1の(1)に規定する要件を満たす幼稚園 イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている認定こども園であって、別表の第1の(2)に規定する要件を満たすもの (2) 保育所型認定こども園 別表の第1の(3)に規定する要件を満たす保育所である認定こども園をいう。 (3) 地方裁量型認定こども園 別表の第1の(3)に規定する要件を満たす保育機能施設である認定こども園をいう。</p> <p>(認定の要件) 第3条 法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>3 別表の第3の(1)及び(4)（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、幼稚園教員免許状又は小学校教諭免許状等（小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。）をもって代えることができる。</p>

5 略

6 別表の第3の(1)の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する看護師等（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項及び次項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、規則で定めるところにより、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 略

略		
附則第5項	略	
附則第6項	別表の第3の(1)の規定により置くものとされる保育士である者	看護師等

別表（第3条関係）

- 第1 略
- 第2 略

5 略

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表の第2の(1)の規定により置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

略	
附則第5項	略

別表（第3条関係）

- 第1 略
- 第2 職員の配置

(1) 次のアからエまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからエまでに定める基準に従い規則で定めるところにより算定した数以上の教育及び保育に従事する職員を置くこと。この場合において、教育及び保育に従事する職員の数は、常時2人を下回らないこと。

- ア 満1歳未満の子ども 当該子どもおおむね3人につき1人
- イ 満1歳以上満3歳未満の子ども 当該子どもおおむね6人につき1人
- ウ 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子どもおおむね20人につき1人
- エ 満4歳以上の子ども 当該子どもおおむね30人につき1人

## 第3 略

## 第4～第6 略

## 第7 教育及び保育の内容

(1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づくものであること。

(2) 子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(3) 略

## 第8・第9 略

## 第10 管理及び運営等

(1)～(4) 略

(5) 子どもの安全の確保等

ア・イ 略

ウ 子どもの通園又は園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

エ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装

(2)・(3) 略

## 第3 職員の資格等

(1) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士であること。

(2)～(5) 略

## 第4～第6 略

## 第7 教育及び保育の内容

(1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならない。また、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 略

## 第8・第9 略

## 第10 管理及び運営等

(1)～(4) 略

(5) 子どもの安全の確保等

ア・イ 略

置を備え、これを用いて子どもの所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

(6)～(11) 略

(6)～(11) 略

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間において、改正後の別表第10の(5)エに規定する自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備えることにつき困難な事情があるときは、同表第10の(5)エ中「を備え、これを用いて」とあるのは、「の設置及び使用に代わる措置を講じて」とする。

第11号

## 公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案

公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例（昭和28年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(衛生等に係る措置の基準) 第5条 略</p> <p>(1)～(18) 略 (19) <u>7歳</u>以上の男女を混浴させないこと。</p>	<p>(衛生等に係る措置の基準) 第5条 前2条に規定するもののほか、公衆浴場業を営む者が公衆浴場について講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に係る措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) 略 (19) <u>10歳</u>以上の男女を混浴させないこと。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 香川県希少野生生物の保護に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成17年香川県条例第44号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（指定希少野生生物の指定等）</p> <p>第8条 知事は、希少野生生物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種（<u>同条第6項に規定する特定第二種国内希少野生動植物種を除く。</u>）及び同法第5条第1項に規定する緊急指定種を除く。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定希少野生生物として指定することができる。</p> <p>2～9 略</p>	<p style="text-align: center;">（指定希少野生生物の指定等）</p> <p>第8条 知事は、希少野生生物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項に規定する緊急指定種を除く。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定希少野生生物として指定することができる。</p> <p>2～9 略</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第13号

## 香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例議案

香川県立保健医療大学条例（平成15年香川県条例第62号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学部及び学科) 第2条 略</p> <p>(大学院) 第3条 略</p> <p>(修業年限) 第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条・第6条 略</p>	<p>(学部及び学科) 第2条 略</p> <p><u>(専攻科)</u> 第3条 <u>大学に、助産学専攻科（以下「専攻科」という。）を置く。</u></p> <p>(大学院) 第4条 略</p> <p>(修業年限) 第5条 略 <u>2 専攻科の修業年限は、1年とする。</u> 3 略</p> <p>第6条・第7条 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第3条に規定する助産学専攻科は、令和5年3月31日に当該専攻科に在学する学生が当該専攻科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該学生が納付すべき授業料の額については、なお従前の例による。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

3 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(種別及び金額)

第2条 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1) 略			
(2) 香川県立 保健医療大学	授業料 学部 略		
	大学院 略		
(3)~(35) 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1~235の2 略			
236 香川県立 保健医療大学 選考手数料	学部 略		
	博士課程の前期又は後期の		

(種別及び金額)

第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。  
2 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1) 略			
(2) 香川県立 保健医療大学	授業料 学部 略		
	専攻科 学生	1年度	535,800円
	研究生	1月	29,700円
	科目等履修生	1単位	14,800円
	特別聴講学生	1単位	14,800円
	聴講生	1単位	14,800円
	大学院 略		
(3)~(35) 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1~235の2 略			
236 香川県立 保健医療大学 選考手数料	学部 略		
	専攻科 学生	1件	18,000円
	研究生	1件	9,800円
	科目等履修生	1件	9,800円
	博士課程の前期又は後期の		

	課程 略		
237 香川県立 保健医療大学 入学金	学部 略		
	博士課程の前期又は後期の 課程 略		
238 香川県立 保健医療大学 証明手数料	学生、研究生、科目等履修 生、特別聴講学生若しくは 聴講生又は旧香川県立医療 短期大学の学生、研究生、 科目等履修生、特別聴講学 生若しくは聴講生若しくは 旧香川県臨床検査専門学校 若しくは旧香川県看護専門 学校の学生であった者に係 るもの	略	
239~598 略			

備考  
略

	課程 略		
237 香川県立 保健医療大学 入学金	学部 略 専攻科 学生 県内者 その他の者 研究生 科目等履修生 博士課程の前期又は後期の 課程 略	1件 1件 1件 1件	118,400円 219,900円 50,700円 16,900円
238 香川県立 保健医療大学 証明手数料	学部、専攻科及び大学院の 学生、研究生、科目等履修 生、特別聴講学生若しくは 聴講生又は旧香川県立医療 短期大学の学生、研究生、 科目等履修生、特別聴講学 生若しくは聴講生若しくは 旧香川県臨床検査専門学校 若しくは旧香川県看護専門 学校の学生であった者に係 るもの	1件	400円
239~598 略			

備考  
略

## 香川県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例議案

香川県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金条例（平成29年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険事業費納付金の額の算定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、<u>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）</u>及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。</p>	<p>(国民健康保険事業費納付金の額の算定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、<u>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）</u>及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第15号

## 香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例（昭和33年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(社会教育に関する施設その他の施設等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第31条第1項</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(社会教育に関する施設その他の施設等)</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第29条</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例及び香川県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例議案

(香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第1条 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成18年香川県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(認定の要件) 第3条 略</p> <p>別表(第3条関係) 第1 教育及び保育の提供 (1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。 (2)・(3) 略 第2～第6 略 第7 教育及び保育の内容 (1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)の認定の要件について定めるものとする。</p> <p>(認定の要件) 第3条 法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第3条関係) 第1 教育及び保育の提供 (1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。 (2)・(3) 略 第2～第6 略 第7 教育及び保育の内容 (1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣、<u>文部科学大臣及び厚生労働大臣</u>が定める事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び</p>

(香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年香川県条例第52号)第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。)に基づかなければならない。また、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 略  
第8～第10 略

保育所保育指針(香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年香川県条例第52号)第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。)に基づかなければならない。また、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 略  
第8～第10 略

(香川県子ども・子育て支援会議条例の一部改正)

第2条 香川県子ども・子育て支援会議条例(平成25年香川県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議(以下「会議」という。)を置く。</p>	<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議(以下「会議」という。)を置く。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例議案

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)                      第2条 略</p> <p>(適用除外)                      第3条 略</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～12 略                              13 略                              (1)・(2) 略                              (3) 認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務（放送法第64条第1項第2号に規定するラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、増築、改築又は移転                              (4) 略</p> </div>	<p>(行為の制限)                      第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。                      (1)～(7) 略                      2・3 略</p> <p>(適用除外)                      第3条 別表第2に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～12 略                              13 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為                              (1)・(2) 略                              (3) 認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務（放送法第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、増築、改築又は移転                              (4) 略</p> </div>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

第18号

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例議案

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（し尿処理施設等検査業務手当）</p> <p>第9条 し尿処理施設等検査業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>（1） <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第22条第1項又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第53条第2項の規定により、現に使用に供されているし尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設又は浄化槽の立入検査で人事委員会規則で定めるもの</u></p> <p>（2） <u>下水道の管渠内<sup>きよ</sup>において行う工事（改築、修繕又は維持に係るものに限る。）の監督又は検査の業務</u></p> <p>2 略</p>	<p>（し尿処理施設等検査業務手当）</p> <p>第9条 し尿処理施設等検査業務手当は、職員が<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第22条第1項又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第53条第2項の規定により、現に使用に供されているし尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設又は浄化槽の立入検査で人事委員会規則で定めるもの</u>に従事したときに支給する。</p> <p>2 し尿処理施設等検査業務手当の額は、従事した日1日につき270円とする。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

香川県立学校職員及び香川縣市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例議案

香川県立学校職員及び香川縣市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和58年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第3条 略  (1) 県立学校職員 <u>2,491人</u> (2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,513人</u> 2・3 略	(定数) 第3条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 県立学校職員 <u>2,495人</u> (2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,524人</u> 2・3 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第20号

## 香川県文化芸術振興計画の策定について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県文化芸術振興計画を策定することについて、議会の議決を求める。

## 第2期香川県健やか子ども支援計画の変更について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり第2期香川県健やか子ども支援計画を変更することについて、議会の議決を求める。

第22号

## 財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第3条の規定により、次の財産の処分について、議会の議決を求める。

## 記

- |        |  |
|--------|--|
| 1 売却物件 | さぬき市昭和字白羽乙121番75 外3筆<br>宅地外 32,248.83㎡ |
| 2 売却金額 | 350,139,413円                           |
| 3 売却先  | 愛媛県東温市南方2295番地1<br>丸協運輸株式会社            |

## 権利の放棄について

県の貸付金に係る下記の債権について権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

### 記

#### 1 放棄する権利の内容

区 分	貸付年度	貸付を受けた者	放棄する権利の内容

#### 2 放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。



区 分	調 定 年 度	主 たる 債 務 者	放 棄 する 権 利 の 内 容

2 放棄する理由

債権の回収が不能となったものである。

第25号

### 流域下水道の維持管理等に要する費用の市町の負担について

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、令和5年度において県が行う流域下水道の維持管理等に要する費用の負担に関し、次のとおり当該市町に対して負担させることについて、議会の議決を求める。

記

中讃流域下水道

## (1) 大東川処理区

市 町 名	負 担 額
丸 亀 市	流入水量に1立方メートル当たり100円76銭を乗じて得た額
坂 出 市	同 上
宇 多 津 町	同 上
綾 川 町	同 上

## (2) 金倉川処理区

市 町 名	負 担 額
善 通 寺 市	流入水量に1立方メートル当たり91円52銭を乗じて得た額
琴 平 町	同 上
多 度 津 町	同 上
まんのう町	同 上

## 工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

### 記

- 1 件 名 新香川県立体育館（仮称）建築工事
- 2 工 事 場 所 高松市サンポート
- 3 変更契約の方法 随意契約
- 4 請 負 金 額 変更前 12,527,956,100円  
変更後 13,549,813,200円
- 5 工 事 請 負 人 高松市中央町11番11号  
大林・合田・菅特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社大林組四国支店  
常務執行役員支店長 佐々木 嘉仁  
株式会社合田工務店  
代 表 取 締 役 森田 紘一  
株式会社菅組  
代 表 取 締 役 菅 徹夫

第27号

## 工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

## 記

- 1 件 名 新香川県立体育館（仮称）給排水衛生設備工事
- 2 工 事 場 所 高松市サンポート
- 3 変更契約の方法 随意契約
- 4 請 負 金 額 変更前 794,860,000円  
変更後 844,046,500円
- 5 工 事 請 負 人 観音寺市坂本町七丁目2番10号  
三宅産業・織田設備建設共同企業体  
代表者 三宅産業株式会社  
代表取締役 三宅 慎二  
織田設備株式会社  
代表取締役 織田 将男

## 公平委員会の事務の受託の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項に基づく公平委員会の事務の受託の変更について、次のとおり議会の議決を求める。

### 記

善通寺市ほか6町競艇事業組合と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を変更する規約  
 善通寺市ほか6町競艇事業組合と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。  
 次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p><u>香川県中部ボートレース事業組合</u>と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約</p> <p>(公平委員会の事務の委託)</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、<u>香川県中部ボートレース事業組合</u>（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を香川県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p><u>善通寺市ほか6町競艇事業組合</u>と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約</p> <p>(公平委員会の事務の委託)</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、<u>善通寺市ほか6町競艇事業組合</u>（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を香川県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

### 附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

第29号

## 包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、議会の議決を求める。

## 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告                                       |
| 2 契約の始期  | 令和5年4月1日  |
| 3 契約の金額  | 11,682,000円を上限とする金額   |
| 4 契約の相手方 | 住 所 高松市昭和町二丁目5番3-101号 J. CREST高松昭和町<br>氏 名 山崎 泰志<br>資 格 公認会計士 |



住 所	住 宅	氏 名

2 事 件 名 県営住宅明渡し等請求事件

3 請求の趣旨 県営住宅を明渡しのうえ、滞納家賃及び損害賠償金等の支払をせよとの趣旨の判決並びに仮執行宣言を求める。